

議案第 83 号

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年板橋区条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項を次のように改める。

4 区長は、次のいずれかに該当する場合は、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 区長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合

(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合（前号に該当する場合を除く。）

第 6 条第 5 項中「前項の」を「前項第 2 号に該当する」に改める。

第 23 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

第 37 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

厚生労働省令の改正に伴い、板橋区における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改める必要がある。